

## 野菜関係事業の適正な執行について

### 1. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針

平成 25 年 12 月 24 日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、法人の事務・事業の特性に応じたガバナンスの高度化等の制度・運用について、以下のとおり見直しされることとなりました。

法人が運営費交付金等を用いて、個人、団体等に対して資金の助成、給付を行う事務・事業

#### 【制度・運用の見直し事項】

- 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令遵守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。
- 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなどの制裁措置の導入を図る。
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等については、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が科せられることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。

### 2. 適正な事業執行に向けての取組み

指定野菜価格安定対策事業や契約指定野菜安定供給事業などの制度事業及び契約野菜収入確保モデル事業や緊急需給調整事業、加工・業務用野菜生産基盤強化事業などの補助事業については、要領等の関係規程に不正受給等に係る事項が既に規定されています。

野菜価格安定法人及び登録出荷団体等においては、これまでも諸規定に基づき適正な実施を心掛けていただいているところですが、本基本方針を踏まえ、適正な執行に向けて一層の取組みをお願いします。

具体的には、農協や生産者への事業説明用パンフレットや会議資料等に、本基本方針を踏まえて事業の適正執行について記載していただき、広く関係者に周知していただくなどの取組みをお願いします。

なお、機構におきましても、事業の適正な執行を確認するための交付金調査や補助事業に係る現地調査を引き続き行う予定にしていますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いします。